

平成 27 年 4 月 28 日  
(公社) 日本監査役協会事務局

## 監査報告のひな型改定予定等について

標記については、現在、以下のとおり対応を予定しています。

### 1. 現時点での対応について

会社法及び関連法務省令の改正の結果、施行日の前後に拘わらず監査報告のひな型には改定が望ましい個所がありますが、その内容に鑑みると改正会社法及び関連法務省令の施行日たる本年5月1日の前に決算期を迎える会社については、現行のひな型を活用いただいても大きな問題が発生するとは考えられないことから現時点では改定は行っておりません。

### 2. 法改正に伴う監査報告の文例について

しかしながら、本年5月1日以降に決算期を迎える会社においては、会社法改正に伴い、監査報告上対応を考慮することが必要な個所が出てきます。現在上記1. で述べた「改定が望ましい個所」を含めた監査報告ひな型の最終的な改定の内容についても、検討を進めているところですが、注記についてはかなりの改定が見込まれることから、当面の対応として本年5月1日以降に決算期を迎える会社が対応を考慮することが必要な個所に限定して「会社法及び法務省令の改正に伴う監査報告の文例」を公表する予定です。ただし、この文例は本年5月1日より前に決算期を迎える会社には適用されないものであり、早期に文例を公表して無用の混乱が生じることを避けるため、5月末決算8月総会会社の監査役等の方が監査報告を作成することが見込まれる6月下旬以降を目途に公表する予定です。

### 3. 監査報告のひな型改定予定について

最終的な監査報告のひな型については、7月下旬以降に改定版として公表する見込です。

以上